

○総務省  
文部科学省 告示第二号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、昭和三十七年文部省郵政省告示第一号（標準電波の周波数に関する件）の一部を次のように改正し、令和三年九月一日から施行する。

令和三年八月二十三日

総務大臣 武田 良太

文部科学大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第六十八号の規定に基づいて発射する標準電波の周波数については国立研究開発法人情報通信研究機構の原子周波数標準により、同号の規定に基づいて通報する標準時については大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台の決定する中央標準時により、それぞれその偏差を算出し、これを国立研究開発法人情報通信研究機構において公表する。</p> <p>〔略〕</p>	改正前	<p>総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第六十七号の規定に基づいて発射する標準電波の周波数については国立研究開発法人情報通信研究機構の原子周波数標準により、同号の規定に基づいて通報する標準時については大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台の決定する中央標準時により、それぞれその偏差を算出し、これを国立研究開発法人情報通信研究機構において公表する。</p> <p>〔同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			